発表日 2023/01/20

タイトル 地下埋設管等に係る道路占用料の誤徴収について

担 当 交通基盤部 道路局道路保全課

連 絡 先 道路管理班

TEL 054-221-3338



Shizuoka Prefecture

#### 1 要旨

- ・ コンクリート巻立てされた電話ケーブル等の占用料に算定誤りがあることが判明した ため、関連する全ての占用物件(3,000件)を対象に調査を行ったところ、291件、約 1,039万円の徴収漏れ及び3件、約28万円の過徴収を確認した。
- ・ 占用者に説明し、誤徴収した物件の過去5年分の占用料の過不足分を精算する。

# 2 誤徴収の状況

# (1)徴収漏れ

占用物件	件数(件)	未徴収額(円)	占用者
電気ケーブル	9	899,440	一般企業
電話ケーブル	234	9,003,345	一般企業
ガス管	5	76,930	一般企業
水道管	2	13,665	一般企業
排水管	34	144,565	
温泉管	1	6,500	一般企業
暗渠管等	6	245,100	個人、一般企業
合計	291	10,389,545	

※注)上記のうち、一般企業267件 10,306,205円、個人24件 83,340円

# (2)過徴収

占用物件	件数(件)	過徴収額(円)	占用者
電気ケーブル	1	21,600	一般企業
電話ケーブル	1	99,000	一般企業
集水枡	1	156,000	一般企業
合計	3	276,600	

### 3 算定誤りの主な原因

- ・ 静岡県は、占用料の算定方法として巻立てコンクリートの対角線の長さを用いているが、国や他県で断面の幅を用いていることもあり、通信事業者など大口公益事業者は算定方法を国や他県と同様であると思い込み幅で申請。
- ・ 占用事務担当者も、5年の更新許可の際に再確認するに至らなかった。

### 4 再発防止策

・ 占用者、占用事務担当者の双方が混乱しないよう、事務取扱いを改善するとともに、 情報を共有していく。

